

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 3 の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 25 条の 3 第 2 項の規定により、大阪広域水道企業団阪南水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和 4 年 8 月 16 日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	指定年月日	有効期間の満了の日
阪南 第106号	有限会社熊取工房 熊取谷 聡美	高石市東羽衣七丁目 1 番 8 号	令和 4 年 8 月 16 日	令和 9 年 9 月 29 日
阪南 第133号	阪南水道工事業協同組合 山本 勝久	阪南市新町 9 1 番地の 2	令和 4 年 8 月 16 日	令和 9 年 9 月 29 日